

【交付限度額の算定方法】

(1)、(2)、(3)のうち最も小さい額が交付額となります。

(1) 算定交付額＝契約電力分(ア)＋特例加算分(イ)

(ア) 契約電力分

次の式①により得られた金額から算定単価を求め、式②にあてはめて金額を算定します。

$$\text{① 実支払電気料金}(\times 1) \\ \text{契約電力}(\times 2) \times \text{月数}(\times 3)$$

※1…半年間に支払った税額等を除く電気料金

(ただし、増設の場合は既設相当分を除く)

※2…※1に基づく契約電力の1ヶ月あたりの平均

(ただし、増設の場合は既設相当分を除く)

※3…※1の電気料金支払月数

区分	算定単価
1,500円未満	750円
1,500円以上2,500円未満	1,000円
2,500円以上3,500円未満	1,500円
3,500円以上4,500円未満	2,000円
4,500円以上5,500円未満	2,500円
以後、1,000円ごとに区分	500円ずつ加算

$$\text{② 契約電力}(\times 4) \times \{ \text{算定単価} - \text{交付金単価}(\times 5) \} \times \text{月数}(\times 3)$$

※4…※2の契約電力と下表
区分に応じた契約電力の上限
のうち、いずれか低い数値

増加雇用者数	上 限
3人以上20人未満	1,500kw
20人以上	2,500kw

※5…電源立地地域対策交付金の
交付対象地域における給付金単価
(玄海町:401円)

(イ) 特例加算分(対象：製造業及び特定業種(※6)で新たな投資(※7)を行ったもの)

・新規に雇用した人数×30万円

新規に雇用した人数には、対象地域外からの配転者も含まれます。

※6…特定業種については個別に協議が必要です。

※7…新たな投資額 新設500万円(増設250万円)以上

(2) 算定電気料金

$$\text{契約電力}(\times 4) \times \{ \text{算定単価} \times \text{係数1}(\times 8) - \text{交付金単価}(\times 5) \} \times \text{月数}(\times 3)$$

(3) 支払電気料金

$$\text{実支払電気料金}(\times 1) \times \text{係数2}(\times 8) - \{ \text{契約電力}(\times 2) \times \text{交付金単価}(\times 5) \times \text{月数}(\times 3) \}$$

※8…

	係数1	係数2
玄海町	2	1